

大阪市社会福祉協議会 育児休業の取得状況に関する公表

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会は、育児・介護休業法第22条の2に基づき、次のとおり育児休業の取得状況について公表いたします。

男性労働者の育児休業等取得率

男性労働者の育児休業等取得率＝
育児休業等を取得した男性労働者数÷配偶者が出産した男性労働者数

算出不可

（配偶者が出産した男性労働者がいなかったため）

（対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日）

（注）上記の数値は、法令に基づく定義に従い算出しています。